

文化庁 委託事業

平成27年度 若手アニメーター等人材育成事業

“若手アニメーター育成プロジェクト”

若手原画アニメーター

団体推薦のご案内

(ウェイティングリスト登録について)

文化庁/一般社団法人 日本動画協会・若手アニメーター育成プロジェクト事務局

お問い合わせ先

一般社団法人 日本動画協会・若手アニメーター育成プロジェクト事務局

■担当 / 小林洋子・埜田（たおだ）浩一

■E-Mail: bunka@aja.gr.jp

■一般社団法人 日本動画協会 Web: <http://www.aja.gr.jp/>

※募集案内、提出書類様式は、上記ウェブページよりダウンロードできます。

## はじめに

### 若手アニメーターのみなさまへ

若手アニメーター等人材育成事業（以下、本事業という）は、メディア芸術であるアニメーションの振興に向けた取組の充実を図るため、将来を担う優れた若手アニメーター等の育成を推進し、もって我が国アニメーション分野の向上とその発展に資することを目的として、平成22年度から開始された事業です。一般社団法人日本動画協会（AJA）は、文化庁より、この事業にかかる業務（平成27年度 若手アニメーター等人材育成事業）を実施する団体として採択を受けました。

平成27年度 若手アニメーター等人材育成事業では、監督の下、主に若手アニメーターを起用した制作スタッフにより、平成28年2月中旬までに、24分程度の短編オリジナルアニメーション作品、計4作品を制作していただきます。各制作チームではより効果的なオン・ザ・ジョブ・トレーニングを実践するため、監督、作画監督らによる指導の下、参加アニメーターの皆さんが作品制作に集中して取り組むことができるよう、参加制作会社の皆さんに様々なお願いをしています。数年前より、本事業への参加を希望する特に個人の若手原画アニメーターの方々に向けて、団体推薦制度を導入しております。つきましては、本ご案内をよくお読みいただき、制作会社および団体を通じてご応募ください。我が国におけるアニメーション制作の明日を担う、意欲ある皆さまのご応募をお待ちしております。

### 制作会社のみなさまへ

数年前より、若手アニメーター等人材育成事業への参加を希望する若手原画アニメーターの方々に向けて、推薦制度を導入することとしました。これは、応募あるいは選定制作会社および団体以外の皆さまについても、本事業を通じた人材育成をご活用いただくための取組みです。本ご案内をご一読の上、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

文化庁／一般社団法人 日本動画協会・若手アニメーター育成プロジェクト事務局

### 本募集案内の内容

- 1 団体推薦制度の概要
- 2 応募資格
- 3 応募書類
- 4 応募書類の提出方法等
- 5 応募のスケジュール
- 6 備考

## 1 団体推薦制度の概要

### (1) 平成27年度 若手アニメーター等人材育成事業とは

平成27年度 若手アニメーター等人材育成事業では、第三者委員会である選定・評価委員会により選定された4つの作品制作団体において、平成27年度内に、24分程度の短編オリジナルアニメーションを制作いただく過程において、若手アニメーター等人材育成を行います。作品制作団体に対しては、制作予算として3,518万円(税別)およびアニメーター育成に関する講座やノウハウ等が提供されます。平成27年度 若手アニメーター等人材育成事業終了後における制作作品の著作権は、作品制作団体に帰属します。

そのほか、平成27年度 若手アニメーター等人材育成事業の概要については、「スケジュール」、および「プロジェクト計画書」をご参照ください。

### (2) 団体推薦制度について

団体推薦制度とは、平成27年度 若手アニメーター等人材育成事業の参加予定制作会社以外からの若手原画アニメーターの参加希望を受け付ける試みです。

過去の本事業にて、若いアニメーターらから事務局へ「私も参加したいが、自分の所属するスタジオは応募しておらず、選定されたスタジオと付き合いもないのだが、どうしたらよいか」との声が寄せられていました。他方、アニメーター個人での応募を認めた場合には、現在所属しているスタジオや現在参加している作品との関連で問題が生じる可能性も否定できません。

そこで、平成27年度 若手アニメーター等人材育成事業でも、本プロジェクトへの参加を希望する若手原画アニメーターについて、経歴のある原画アニメーターの推薦を得て、制作会社としての応募条件を満たす程度のスタジオを通じての参加希望を受け付けることとしました。

事務局は、ウェイティングリストの若手原画を各受託制作会社に紹介します。しかし、若手原画アニメーターのチーム編成は、各受託制作会社自らの裁量によってなされるのが原則です。そのため、団体推薦制度は、平成27年度 若手アニメーター等人材育成事業受託制作会社が希望した場合に限り、推薦団体を通して参加希望若手原画を紹介することと致します。それ以降は、受託制作会社と参加希望の若手原画アニメーターとの間で、直接、参加の可否についてやり取りをしていただくものとし、事務局はその過程に原則として関与いたしません。但し、受託制作会社のアニメーターの都合、又は制作工程による増員等予想せざるが起こった場合は、別途ご相談させて頂く場合がある旨をご了承頂きたいと考えております。

なお、事務局から推薦団体を通じての参加希望若手原画アニメーターへのコンタクトは、平成27年6月1日～6月20日までの期間を想定しています。

## 2 応募資格

### 参加希望若手原画アニメーター

平成27年4月10日時点において、次に掲げる条件の全てを満たす者といたします。

- ・動画職を含むアニメーター経験が1年以上で、原画職経験が3ヶ月以上、3年以下で、応募〆切時30歳以下のアニメーター
- ・制作作業期間中、受託制作会社で、受託作品の原画作業に専念出来る者

### 経歴のある原画アニメーター（推薦者）

原画としての経験3年以上のアニメーター。個人、会社への所属は問いません。

### 推薦団体

原則として日本国内に本拠があり、商業アニメーションに関する十分な制作実績およびアニメーター育成に対する意欲を有する法人等

## 3 応募書類

- ① 参加希望若手原画アニメーターの略歴(様式1)
- ② 推薦者（原画アニメーター）による推薦文  
※推薦する若手原画の氏名、推薦理由、推薦者の氏名、簡単な作品暦等を明記したもの。  
書式は問いません。
- ③ 団体概要(様式2)
- ④ その他必要と思われる資料

※場合により、選定団体の若手原画アニメーターに同等の追加資料の提供をご相談させていただきます。 (注：これは課題のことを想定しています。)

## 4 応募書類の提出方法等

### (1) 応募書類の提出先および問い合わせ先

#### (提出先)

〒101-0021

東京都千代田区外神田4-1-4 秋葉原UDX 4F

一般社団法人 日本動画協会

若手アニメーター育成プロジェクト事務局

#### (締切)

平成27年5月20日(水)18時必着(持込不可)

#### (問い合わせ先)

若手アニメーター育成プロジェクト事務局 担当：小林洋子 埜田(たおだ)浩一

E-Mail：bunka@aja.gr.jp

※お問い合わせは原則としてE-Mailでお願いします。

※本件に関するお問い合わせ期間は、平成27年4月15日(水)～5月19日(火)

17時30分までとさせていただきます。

### (2) 応募書類の提出方法

①用紙サイズはA4版とします。

②提出方法は、応募書類一式の1部を以下の方法で郵送してください(持参不可)。

- ・応募配達を証明できる方法により送付すること。

③その他

- ・応募書類に関する事務連絡先(照会先)を明記してください。
- ・応募書類は、日本語で作成してください。
- ・応募書類等の作成費用は、選定結果にかかわらず応募者の負担とします。
- ・ご応募いただいた応募書類等は返却いたしません。

## 5 応募のスケジュール

- |   |          |                          |
|---|----------|--------------------------|
| ① | 募集開始     | 平成27年4月15日(水)            |
| ② | 応募書類提出〆切 | 平成27年5月20日(水)18時必着(持込不可) |

## 6 備考

- ①応募書類は、推薦団体よりご提出ください。なお、応募書類に記載された情報は、平成27年度 若手アニメーター等人材育成事業の参加制作会社に対して開示させていただくことがありますので、予めご了承下さい。
- ②事務局からのご連絡は、まず書類を受領した旨を遅くとも平成27年5月末ころまでの間に、原則として若手原画アニメーターでなく、推薦団体に差し上げます。  
若手原画アニメーターの皆さまにおかれましては、ご不明の点などありましたら、推薦団体のご担当者様を通じてご確認いただきますようお願いいたします。
- ③応募書類は、事務局において厳重に保管され、本プロジェクトの前後を通じ、文化庁、プロジェクト事務局及び上記①の場合を除き、AJA関係者を含む第三者に対して直接開示されることはありません。なお、応募書類は手続終了後、事務局において責任をもって廃棄します。
- ④応募時の提出物は返却いたしません。記載内容について確認させていただくことがありますので、提出物については写しの保管をお願いします。
- ⑤推薦いただいた若手原画アニメーターに対する参加依頼の判断は、選定作品制作団体の判断に一任されており、事務局は関与いたしません。

以上